

資料編

1. 野洲市の環境の現況
2. 策定までの足跡（年表）
3. 策定委員会設置要綱 ほか
4. 委員名簿
5. 用語集

1. 野洲市の環境の現況

人口

人口及び世帯数は一貫して増加しています。平成17年は昭和30年と比較して、人口は約2倍、世帯数は約3倍で、世帯数あたりの人口が減少しています。就業人口は、第3次産業がもっとも多く、増加傾向です。

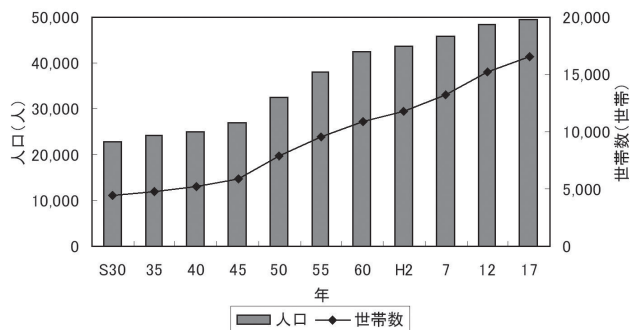


図. 人口及び世帯数（資料：国勢調査）

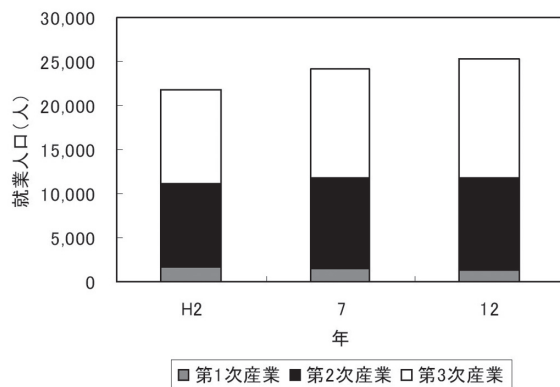


図. 産業（大分類）別就業者数（資料：国勢調査）

土地利用

田が漸減傾向にある一方、宅地が漸増しています。

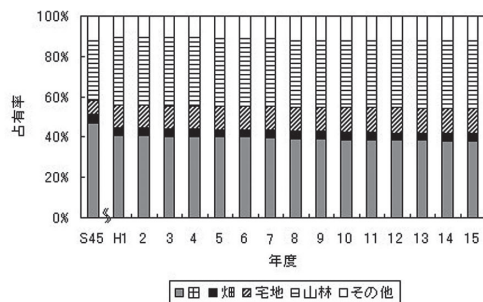
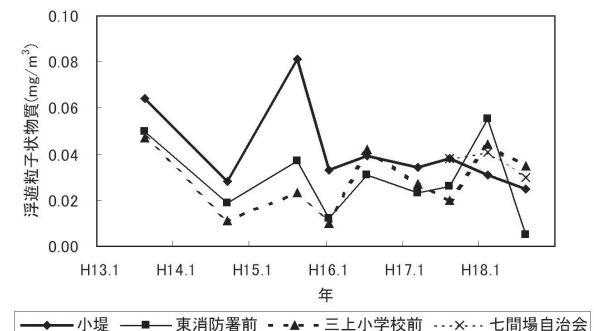
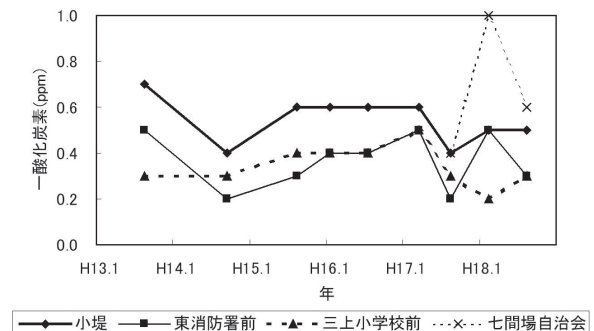
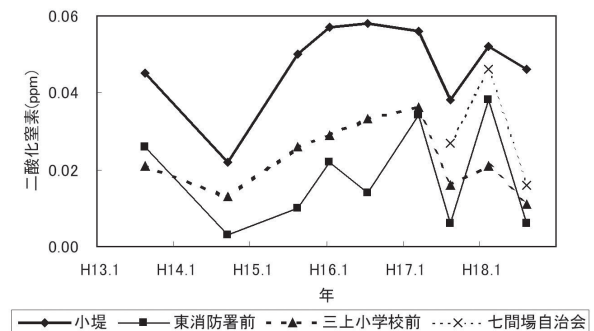
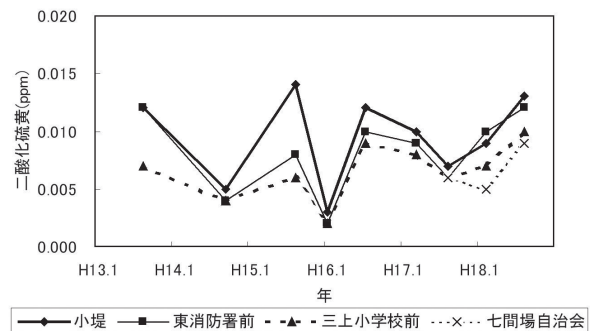


図. 土地利用種類別面積（資料：固定資産税概要調査書）

大気

二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化窒素、浮遊粒子状物質は、小堤の濃度が他の地点より高い傾向です。光化学オキシダントは、東消防署前の濃度が高い傾向です。年平均気温は、概ね14～16℃です。



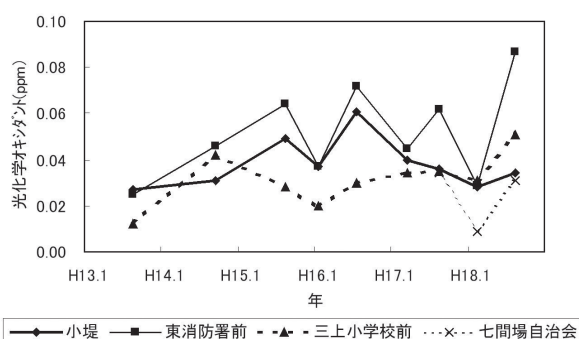


図. 大気質（資料：環境課（調査日のうち 1 時間測定））

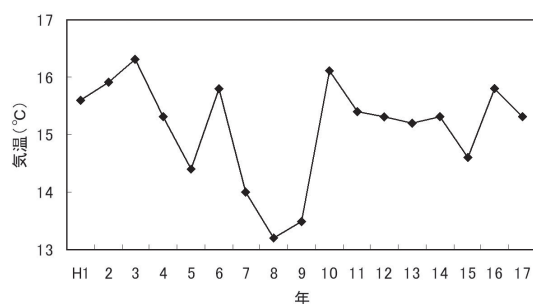


図. 年平均気温（資料：湖南広域行政組合）

騒音

主要道路周辺では、環境基準、要請限度を超過することがあります。小篠原の国道 8 号線 JA 滋賀経済連野洲総合センター前では、昼夜ともに 75dB です。この原因として、交通量が多いことと、大型車が多いことが考えられます。

表. 自動車騒音（資料：環境課）

道路名		主要地方道 大津能登川長浜線	国道 8 号線	主要地方道 野洲甲西線
測定点		野洲市富波乙 (東消防署前)	野洲市小篠原 (JA 滋賀経済連 野洲総合センター前)	野洲市三上 (三上小学校前)
調査日		H15.10.17~18	H16.11.1~2	H17.10.24~25
昼間 (dB)	調査結果 L_{Aeq}	70	75	70
	環境基準 L_{Aeq}	70	70	70
	要請限度 L_{Aeq}	75	75	75
夜間 (dB)	調査結果 L_{Aeq}	68	75	67
	環境基準 L_{Aeq}	65	65	65
	要請限度 L_{Aeq}	70	70	70
日交通量 (台/日)	大型車	270	7,296	2,016
	小型車	19,890	19,434	18,048
	自動車合計	20,160	26,730	20,064
	自動二輪	390	186	474

水質

BOD の 75% 値は、野洲川、家棟川とも、平成元年度頃を境に低くなり、環境基準を達成しています。他の小河川における BOD の年平均値は、0.6 ~ 1.8mg/L（平成 18 年度）です。野洲市周辺の琵琶湖沿岸域における COD の 75% 値は、昭和 56 年度以降、約 3mg/L で横ばいです。

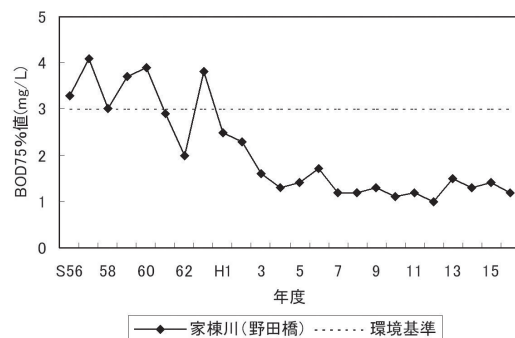
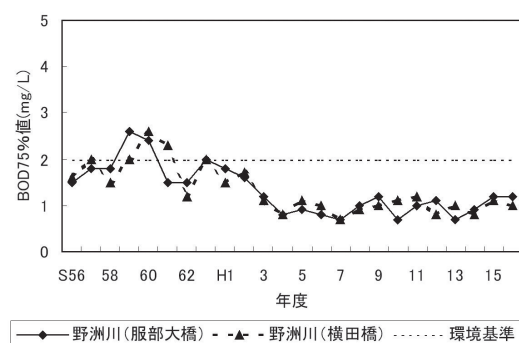


図. 河川の BOD75% 値（資料：公共用水域水質調査）

表. 平成 18 年度 河川の BOD75% 値（資料：環境課）

河川名	BOD (mg/L)
祇王井川	0.9
大井川	1.2
友川	1.8
童子川	0.6
大山川	1.1
家棟川	1.0
新川	1.6
江口川	1.5

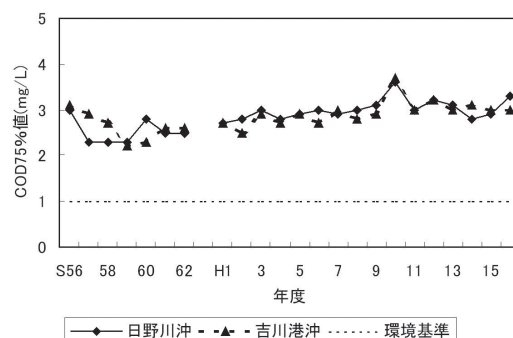


図. 湖沼の COD75% 値（資料：公共用水域水質調査）

事業所

製造業とサービス業の事業所に多くの人が従事しています。従業員数が30人以上の事業所が増加するにつれ、そのような事業所で働く従業員が増加しています。

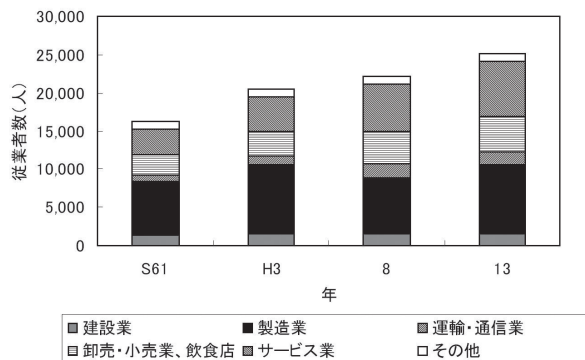
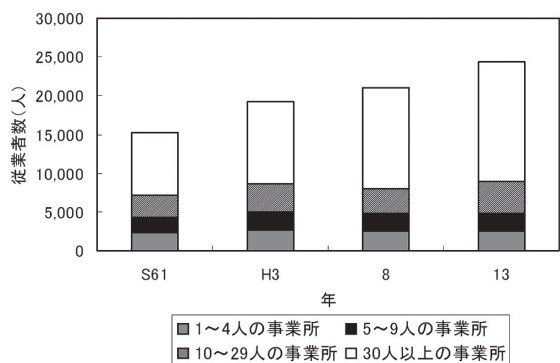
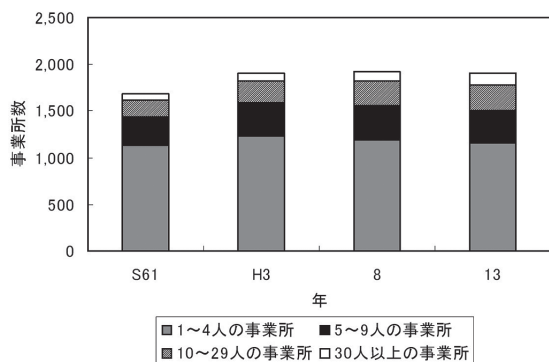


図. 産業別従業者数(資料:事業所統計調査および事業所・企業統計調査)



- (上) 図. 従業者規模別事業所数
(資料: 事業所統計調査および事業所・企業統計調査)
- (下) 図. 事業所規模別従業者数
(資料: 事業所統計調査および事業所・企業統計調査)

農林水産業

農業は稲作が盛んに行われているものの、農家数が年々減少しています。また、漁業経営体数、森林面積も減少しています。

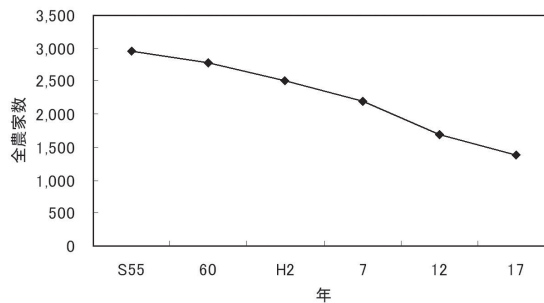


図. 全農家数 (資料: 農林業センサス)

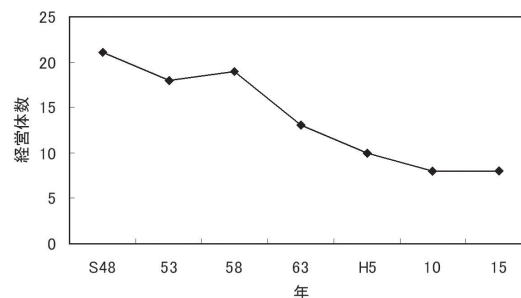


図. 漁業経営体数 (資料: 農林業センサス)

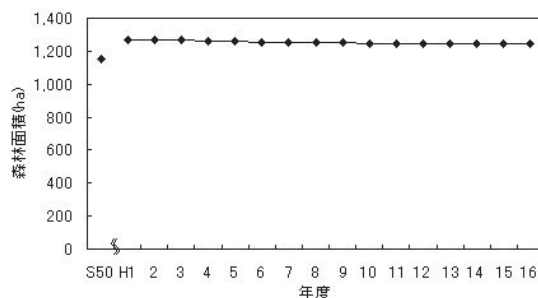


図. 森林面積 (資料: 滋賀県森林・林業統計要覧)

ダイオキシン類

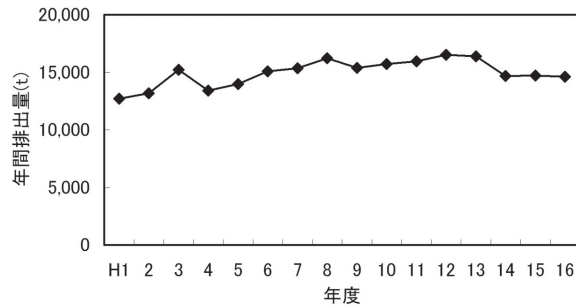
野洲川、家棟川の水質、底質は、各々、環境基準を達成している。

表. ダイオキシン類 (資料: 滋賀県環境白書)

年度	地点	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
H12	野洲川 (服部大橋)	0.17	0.25
H16	家棟川 (野田橋)	0.33	36
環境基準		1 以下	150 以下

ごみ処理状況

人口が増加しているにもかかわらず、ごみの年間排出量は横ばいです。



注) 自治会や団体等による資源ごみ回収分を含む。

図. ごみ排出量 (資料: 野洲郡行政事務組合、野洲市環境課)

電力

電力の多くを産業部門が使用しているものの、民生（家庭部門）部門の使用量の伸び率が大きくなっています。

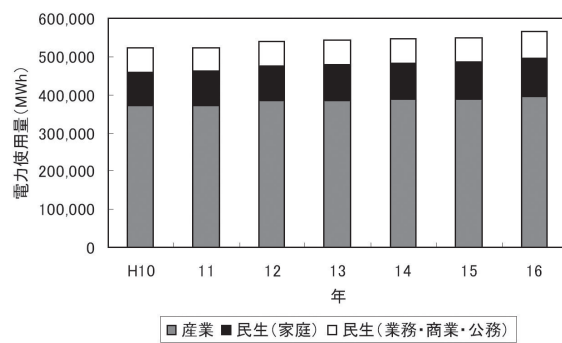


図. 電力使用量 (資料: 関西電力)

自動車保有台数

自動車保有台数は一貫して増加しており、平成16年度は昭和45年度の6倍弱です。

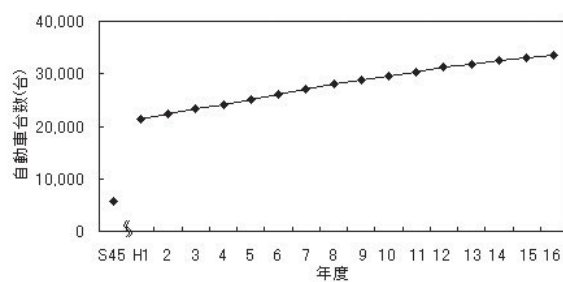


図. 自動車保有台数 (資料: 近畿運輸局滋賀陸運支局)

鉄道利用者数

利用者数は平成8年度ごろまで増加していたものの、近年は横ばいです。平成16年度は昭和38年度の約3倍です。

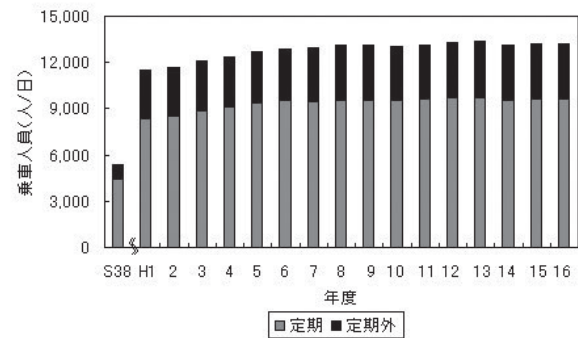


図. 野洲駅利用者数
(資料: 国鉄および西日本旅客鉄道株式会社京都支社)

年表：

	年月日	項目	内容	会場
平成十七年	9月26日	第1回 計画策定委員会	委員委嘱、今後の予定説明	野洲市役所本庁舎
	10月13日	第2回 計画策定委員会	学習会：他のまちの環境に対する取り組みについて （環境市民：杵本 育生氏） 「野洲市の気になるところ」についての意見抽出	野洲市役所本庁舎
	10月31日	第3回 計画策定委員会	学習会：ごみ問題の基本整理と削減の優先順位 （環境市民：堀 孝弘）	コミュニティセンターやす
	11月11日	第4回 計画策定委員会	他のまちの環境基本計画事例紹介 野洲市の良いところ、 野洲市環境基本計画で実現したいこと、実現したい活動	中主防災コミュニティセンター
	11月25日	第5回 計画策定委員会	学習会：地球温暖化とエネルギーについて （気候ネットワーク：豊田 陽介氏）	コミュニティセンターやす
	12月7日	第6回 計画策定委員会	学習会：水・琵琶湖・河川について （龍谷大：竺 文彦氏）	中主防災コミュニティセンター
	12月20日	第7回 計画策定委員会	学習会：まちなみ・まちづくり・商店街のこれから （京都府大：宗田 好史氏）	野洲文化小劇場
平成十八年	1月13日	第8回 計画策定委員会	フィールドワーク（琵琶湖から里山まで）	—
	1月27日	第9回 計画策定委員会	学習会：野洲市の持続可能な交通システムを目指して （京都大：中川 大氏）	コミュニティセンターやす
	2月16日	第10回 計画策定委員会	委員会のあり方、今後の予定の再確認	野洲市役所分庁舎
	3月2日	第11回 計画策定委員会	学習会：赤野井湾を守る守山市民と「びわこ豊穡の郷」の 活動から学ぶ（びわこ豊穡の郷：竹内 辰郎氏） 野洲市内の企業・事業所の環境に対する取り組みについて （湖南・甲賀環境協会：見館 徹氏）	コミュニティセンターきたの
	3月16日	第12回 計画策定委員会	部会編成について	中主防災コミュニティセンター
	4月14日	第13回 計画策定委員会	各委員の所属部会決定、幹事選出、部会に分かれてワーク ショップ（問題の洗い出し、課題の設定）	中主防災コミュニティセンター
	4月27日	第14回 計画策定委員会	部会に分かれてワークショップ （問題の洗い出し、課題の設定）	コミュニティセンターやす
	5月19日	第15回 計画策定委員会	〃	コミュニティセンターやす
	6月6日	第16回 計画策定委員会	〃	中主防災コミュニティセンター
	6月16日	第17回 計画策定委員会	〃	コミュニティセンターやす
	6月30日	第18回 計画策定委員会	部会に分かれてワークショップ（プロジェクトの検討）	コミュニティセンターきたの
	7月13日	第19回 計画策定委員会	〃	中主防災コミュニティセンター

平成十八年	7月26日	第20回 計画策定委員会	部会に分かれてワークショップ (プロジェクト・ビジョンの検討)	野洲市中央公民館
	8月11日	第21回 計画策定委員会	〃	中主防災コミュニティセンター
	8月22日	第22回 計画策定委員会	〃	野洲市役所本庁舎
	8月31日	視察研修	愛知県日進市	—
	9月8日	第23回 計画策定委員会	部会に分かれてワークショップ (プロジェクトの検討、中間案発表会の準備)	中主防災コミュニティセンター
	9月22日	第24回 計画策定委員会	部会に分かれてワークショップ (プロジェクト・ビジョンの検討、中間案発表会の準備)	野洲市中央公民館
	10月5日	第25回 計画策定委員会	〃	中主防災コミュニティセンター
	10月19日	第26回 計画策定委員会	中間案の委員会内発表会	野洲市中央公民館
	11月9日	第1回 中間案発表会	中間案発表、ワークショップ	野洲図書館
	11月16日	第2回 中間案発表会	中間案発表、ワークショップ	中主防災コミュニティセンター
	11月17日	第3回 中間案発表会	中間案発表、ワークショップ	コミュニティセンターみかみ
	11月23日	第4回 中間案発表会	中間案発表、ワークショップ	コミュニティセンターやす
	12月7日	第27回 計画策定委員会	部会に分かれてワークショップ (プロジェクトの修正)	中主防災コミュニティセンター
	12月9日	第5回 中間案発表会	中間案発表、ワークショップ	コミュニティセンターしのはら
	12月18日	第28回 計画策定委員会	部会に分かれてワークショップ (プロジェクト・ビジョンの修正、推進組織の検討)	コミュニティセンターきたの
平成十九年	1月11日	第29回 計画策定委員会	〃	中主防災コミュニティセンター
	1月24日	第30回 計画策定委員会	計画案全体の修正、指標の検討、推進体制の検討	野洲市中央公民館
	2月8日	第31回 計画策定委員会	計画案全体の修正	コミュニティセンターやす
	2月19日	第32回 計画策定委員会	〃	中主防災コミュニティセンター
	3月9日	第33回 計画策定委員会	計画案の確認、計画の推進体制について	中主防災コミュニティセンター



資料編

3.

策定委員会設置要綱 ほか

野洲市環境基本計画策定委員会設置要綱

平成 17 年 6 月 1 日 告示第 89 号

(趣旨)

第 1 条 野洲市環境基本計画の策定にあたり、多くの方の意見を反映した実効性の高い計画づくりをするため、野洲市環境基本条例第 8 条第 3 項の規定に基づき、環境審議会の下に野洲市環境基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置することとし、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 野洲市環境基本計画策定に関すること。
- (2) 野洲市環境基本計画策定の広報及び啓発に関すること。

(構成)

第 3 条 策定委員会の構成は、策定委員（以下「委員」という。）40 人以内で組織し、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 市内に居住又は勤務若しくは通学している者で、環境に対する関心の高い者
- (2) 市内で活動している環境保全に関連のある団体の構成員で、当該団体の推薦を受けた者
- (3) 市内で環境保全に取り組んでいる企業から推薦を受けた者
- (4) 野洲市行政組織の内、環境施策に関係する業務の担当職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、市長が委嘱した日から、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 策定委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(分科会)

第7条 委員長は、必要に応じて分科会を設置することができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、環境経済部環境課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営その他必要な事項は、策定委員会で協議し、委員長が定める。

付 則

この告示は、平成17年6月1日から施行する。

付 則（平成17年告示第149号）

この告示は、平成17年9月26日から施行する。

野洲市環境基本条例

平成16年10月1日 条例第136号

紺碧の水を湛えた母なる琵琶湖と淡海の秀峰、三上山に、野洲川や日野川流域の水と緑に恵まれた平野がひろがり、その恵みを受け古代から人々が連綿として営みを続けてきたこの野洲市は、恵まれた自然環境や歴史、かおり高い文化を生かしつつ、活力のある市へと発展をとげてきた。

このような背景をもつ野洲市も、人々の社会活動や生活による影響で、恵まれた環境に歪みが出てきている。ものにあふれた便利な生活を追い求めてきたことは、一方では身近にあった豊かな自然や文化、良好な環境を変えてきただけでなく、このことが地球規模での環境の変化につながっていることを認識しなければならない。

わたしたちは今、身近な環境の問題や自然と人間の共生について英知を集めて考え、行動し、受け継いできた豊かな自然や良好な環境を次の世代に引き継がなければならない。また、地球規模での環境の変化にも歯止めをかけていかななければならない。

わたしたちは、このことを自覚し、具体的な行動に移し、将来にわたり豊かな自然環境と良好な環境に恵まれた野洲市を創り上げていくことを目標とし、その基本的な方向を示すためにここに条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、野洲市の豊かな自然環境及び良好な環境の保全について基本理念を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 豊かな自然環境及び良好な環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、人類の存続の基盤である良好な環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 豊かな自然環境及び良好な環境の保全は、自然環境が適正に維持され、人の健康が保護されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるように適切に行われなければならない。

3 豊かな自然環境及び良好な環境の保全は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるように適切に行われなければならない。

4 豊かな自然環境及び良好な環境の保全は、地球環境の保全を考え、資源及びエネルギーの消費が抑制されるとともに、これらが循環的に利用が図られること等で環境への負荷の少ない社会が構築されるよう適切に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、自ら率先し豊かな自然環境及び良好な環境の保全に取り組むとともに、市民及び事業者の取り組みに対して支援するように努めなければならない。

2 市は、豊かな自然環境及び良好な環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らの意識の変革及びその日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、豊かな自然環境及び良好な環境の保全に積極的に取り組み、市が実施する施策に参画し、協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの社会的責任を認識し、その事業活動に伴う環境の保全上の支障を防止し、その事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 事業者は、市及び市民が実施する豊かな自然環境及び良好な環境の保全に関する活動に積極的に参画し、協力しなければならない。

(基本的施策)

第7条 市は、基本理念にのっとり、豊かな自然環境及び良好な環境の保全のため、次に掲げる施策を実施するよう努めなければならない。

- (1) 自然環境の調査並びに生態系に配慮した自然環境の保全及び創出
- (2) 公害の防止及び生活環境の保全
- (3) 廃棄物の発生の抑制、減量及び適正処理並びに資源としての循環的な活用
- (4) 良好な景観の保全並びに歴史的及び文化的遺産の保全及び活用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、豊かな自然環境及び良好な環境の保全のため必要な施策

(環境基本計画)

第8条 市長は、豊かな自然環境及び良好な環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 豊かな自然環境及び良好な環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に定めるもののほか、豊かな自然環境及び良好な環境の保全に必要な施策を総合的かつ計画的に推進する事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるとともに、野洲市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境上の基準)

第9条 市長は、良好な環境を確保するための望ましい環境上の基準を定め、良好な環境の保全に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、その基準が確保されるよう努めなければならない。

2 前項の環境上の基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

(環境に配慮すべき指針の策定等)

第10条 市長は、自らが実施する施策及び市民、事業者等が環境に配慮すべき指針を策定する等必要な措置を講ずるものとする。

2 市民又は事業者等は、その日常生活又は事業活動等を前項の環境に配慮すべき指針に適合させるよう市に協力しなければならない。

(環境学習の推進等)

第 11 条 市は、市民及び事業者（以下「市民等」という。）が豊かな自然環境及び良好な環境の保全について理解及び認識を深めるために環境学習を推進するとともに、普及啓発事業の実施、人材育成等必要な措置を講じなければならない。

(環境活動への指導等)

第 12 条 市は、市民等が豊かな自然環境及び良好な環境の保全に関する活動が促進されるよう指導、助言、助成その他必要な措置を講じなければならない。

(環境情報の提供等)

第 13 条 市は、市民等がそれぞれの責務に応じて行動するために必要な情報を的確に提供しなければならない。

(調査研究体制の整備等)

第 14 条 市は、豊かな自然環境及び良好な環境の保全を図るため、環境の状況の把握に関する調査、環境保全に関する情報の収集、調査研究体制の整備及び技術者の育成等に努めるものとする。

(環境審議会)

第 15 条 市長の諮問等に応じ野洲市の環境保全に関しての基本的事項の調査審議は、野洲市環境審議会（以下「審議会」という。）において行うものとする。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

4. 委員名簿

推薦依頼先等	名前	部会	備考
1 公募委員	小島 彬	情報／自然	
★ 2 "	藤井 武二	ごみ・資源	
★ 3 "	飯田 百合子	自然	
★ 4 "	森田 孝宏	情報／まち	
5 "	北出 肇	自然	
6 "	辻井 武志	自然	
7 "	馬淵 兼一	まち・くらし	
8 "	永田 清美	自然	
★ 9 環境審議会委員	菅谷 多美子	まち・くらし	1号委員
★ 10 "	松沢 松治	自然	4号委員
11 "	喜多 弘	自然	4号委員（平成17年度から）
12 "	見館 徹	まち・くらし	5号委員
13 野洲市自治連合会	奥野 新左エ門	自然	妙光寺自治会（平成17年度から）
14 "	中村 繁	ごみ・資源	安治自治会（平成17年度から）
15 "	山崎 健	自然	三上自治会
16 "	福永 克己	ごみ・資源	木部自治会
17 野洲市エコライフ活動推進協議会	増村 和美	ごみ・資源	エコロジーマーケットやすの会
★ 18 "	新富 章正	ごみ・資源	近江富士5区エコライフ推進委員会
19 NPO法人 環境を考える会	山仲 良隆	ごみ・資源	
20 NPO法人 エコロカルヤス ドットコム	太田 正巳	まち・くらし	
21 滋賀県地球温暖化防止活動推進員	東郷 菊三郎	ごみ・資源	
22 "	東郷 尚	まち・くらし	
23 農業関係者	青木 繁一郎	自然	愛郷米生産組合
24 "	中道 唯幸	自然	認定農業者
25 林業関係者	岡田 博文	自然	小堤生産森林組合
26 環境フェスタ実行委員会	村上 浩継	情報	
27 野洲市障害者福祉協議会	上野 好治	ごみ・資源	社会福祉法人 悠紀会
★ 28 湖南甲賀環境協会	小田 勝	情報／まち	中国塗料(株)滋賀事業所
29 中主商工会	松永 孝美	まち・くらし	
30 野洲商工会	荒川 博行	まち・くらし	
31 運輸関係者	和田 博愛	まち・くらし	近江鉄道株式会社 あやめ営業所
32 生活安全課	澤 嘉彦	まち・くらし	
33 企画財政課	松井 健作	まち・くらし	
34 道路河川課	西本 計	自然	
35 学校教育課	藤堂 寛	まち・くらし	
36 商工観光課	木下 英幸	まち・くらし	
37 農政課	大岡 哲也	自然	
38 都市計画課	北川 尚克	まち・くらし	
39 政策推進課	武内 了恵	まち・くらし	
事務局 環境課	上田 晴基	まち・くらし	
事務局 環境課	大藤 良昭	自然	
事務局 環境課	駒本 博一	ごみ・資源	
事務局 環境課	山田 忠司	ごみ・資源	
事務局 環境課	橋 元輝	まち・くらし	
コーディネーター 滋賀県琵琶湖・環境科学研究センター	宮永 健太郎	情報／まち	
コーディネーター NPO法人 環境市民	堀 孝弘	ごみ・資源	
コーディネーター "	永橋 為介	情報／自然／まち	
コーディネーター "	下村 委津子	まち・くらし	
コーディネーター "	濱 和宏	自然	

注) ★は幹事

〈市内ワーキンググループ〉

課名	委員	部会
総務課	川端 弘一	ごみ・資源
人権施策推進課	富田 尚秀	自然
市民活動促進課	布施 篤志	まち・くらし
市街地整備課	荒川 博志	自然
教育研究所	小林 一夫	自然
生涯学習課	谷 晃洋	自然
水道課	山本 茂彦	自然
下水道課	長尾 健治	自然
環境課	中原 正隆	ごみ・資源
野洲クリーンセンター	中井 康員	ごみ・資源
野洲クリーンセンター	高田 和夫	ごみ・資源



5.

用語集

【ア行】

アイドリングストップ

自動車の運転に際し、荷物の積み降しや駐停車時に自動車のエンジンを切ることにより、大気汚染物質や二酸化炭素の排出を抑制すること。

インタープリター

自然観察、自然体験などの活動を通して、自然を保護する心を育て、自然にやさしい生活の実践を促すため、自然が発する様々な言葉を人間の言葉に翻訳して伝える人をいう（interpret＝通訳）。一般的には植生や野生動物などの自然物だけでなく、地域の文化や歴史などを含めた対象の背後に潜む意味や関係性を読み解き、伝える活動を行なう人を総称している。自然観察インストラクターなどと同義に用いられることも多い。

エコツアー

自然や人文環境を損なわない範囲で、自然観察や先住民の生活や歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態。なお、地域住民の働き場が組み込まれていることなど観光収入が地域にもたらされることも必要条件として概念に含める場合も多い。

エコアクション 21

エコアクション 21 は、中小企業、学校、公共機関などを対象にした環境マネジメントシステムである。特徴としては、国際標準化機構の ISO14001 規格をベースとしつつ、中小事業者でも取り組みやすい環境経営システムのあり方をガイドラインとして規定している。

必ず把握すべき項目として、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び総排水量を規定している。さらに、必ず取り組むべき行動として、省エネルギー、廃棄物の削減・リサイクル及び節水の取り組みを規定している。また、社会からの信頼を得るための環境コミュニケーションも必須の要素となっている。

エリ網

定置網漁法的一种で、琵琶湖に棲息している多くの魚を捕まえることができる。

温室効果

地球をとりまく大気が太陽から受ける熱を保持し、一定の温度を保つ仕組みのこと。二酸化炭素等の気体（温室効果ガス）が温室効果をもたらす。

温室効果ガス

地球温暖化の原因とされ、太陽の日射を受けて暖められた地表面が放つ赤外線を吸収し、その一部を再放射することで気温上昇を起こす原因となる気体。地球温暖化対策の国際的な目標や手法を定めた京都議定書では二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)の6物質が削減目標の対象となっている。⇒参照「京都議定書」「地球温暖化」

【カ行】

化学的酸素要求量 ⇒ COD を参照

河畔林

河川周辺の森林のうち、下流の氾濫原にあるものを河畔林という。

河畔林は生態学的に重要な機能を持つ。具体的には、①水面を覆って日射を遮断するため、水温が低く維持され、低温を好む魚類が生息できるようになる、②葉や昆虫が河川に落ち、水生昆虫や魚類の餌となる、③倒木が河川の中の生物の生息環境を豊かにする、④森林伐採や洪水で発生した土砂が河川に流れ込むのを防ぐなど。

環境家計簿

省エネやごみ排出量の削減につなげるため、家庭での光熱水の消費量、ごみの排出量などを定期的に記入し、その変化をチェックする家計簿のような記録帳。

環境基準

環境基本法に基づく、環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準が定められている。

なお、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められている。

環境フェスタ

「野洲町環境基本計画」に基づき、地域の特性や価値を再認識するとともに、市民の環境に対する行動を研鑽し、活動相互の連携や発展を図ろうと平成 13 年度から野洲町（野洲市）が行ってきた環境イベント。

京都議定書

1997 年に京都で開催された「気候変動枠組み条約第 3 回締約国会議（COP3）」で採択された議定書。地球温暖化防止のための温室効果ガス削減に向けた目標値や手法などについて定めている。日本は、1990 年を基準として 2008 年から 12 年の間に、温室効果ガス 6 %削減することを約束している。

グリーン購入

自治体、企業、団体が、自ら購入する商品、サービスを、品質や価格だけでなく環境への影響の少ないものを選択することによって、市場のグリーン化（環境への影響が少ない）を達成しようとする活動。グリーンコンシューマー活動の団体版と言える。1996 年にグリーン購入ネットワークが創られ、運動が広がっている。

グリーンコンシューマー

環境を大切に商品やサービスを選択する消費者。あらゆる買い物について少しでも環境への影響を少ないものを選ぶことで、エコロジーな生活を実現していくとともに、「商品の選択」という消費者の力でメーカーや流通業などの環境への取り組みを促し、社会全体のエコロジー化をすすめることを目的としている。

日本では 1991 年に京都で「買い物ガイド」を作成する活動からスタートし、各地で民間団体や自治体による活動が増加している。

コージェネレーション（熱電併給システム）

ひとつのプラント（設備）から 2 種類以上のエネルギーを同時に発生させるシステム。具体的には、石油系燃料、天然ガス、バイオマスなどを用い、発電を行うとともに、そのとき発生する排熱を利用し、熱エネルギーとして冷暖房や給湯などに利用するシステムを言う。日本では一つの建物（群）内で行うタイプが多いが、ヨーロッパでは地域的な広がりを持つシステムも普及している。

【サ行】

里山

市街地や集落に隣接する森林で、林産物の栽培や薪炭の生産などに利用され、古来より特に人々の暮らしと深く関わってきた森林を里山と呼んでいる。地域住民が身近に親しめる一方、その環境の維持には住民による手入れや管理が必要であり、人と自然が共生する場所として注目されている。

サイクル アンド バスライド

自宅からバス停留所付近の駐輪場まで自転車で行き、そこからバスに乗り換える施策。（「パーク アンド ライド」参照）

持続可能

1987 年、国連の「環境と開発に関する世界委員会」報告書の中で提唱された「持続可能な発展（sustainable development）」という概念に基づく言葉。将来世代の必要（ニーズ）を損なわないように現代世代の必要（ニーズ）を満たすことと考えられている。環境と経済と社会の発展を調和させて人々が幸せに暮らしていけるようにし、地球を将来世代に引き継いでいけるような社会にすること。

市民参画

従来、行政が行ってきたことについて、市民が主体的に関わり、行政と協働で取り組むこと。行政が市民の意見を聞いてそれを反映させる「市民参加」とは区別し、立案、計画、意志決定の各段階で、市民が主体性を持って関わる場合に用いる。

市民農園

一般に、都市住民などの農業者以外の人々がレクリエーションや自家用野菜の生産などを目的として、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。近年、環境学習の場としても期待されている。

循環型社会

「循環型社会形成基本法」では、省資源と環境への影響を可能な限り低減するために、製品などが、廃棄物として処分されることを抑えられ、適正なりサイクルがなされ、またリサイクルできない製品等からの環境に対する悪影響が少ないように処分される社会、と定義つけられている。これに加えてエネルギー、さらに水の循環を視野に入れることが必要と言われている。

新エネルギー

石油、石炭に代わる環境への負荷の少ない新しい形態のエネルギーで、「新エネルギー導入大綱(平成6年12月16日、総合エネルギー対策推進閣僚会議決定)では、重点導入を図るべき新エネルギーとして、次の3形態があげられている。

- ①新エネルギーの利用を中心とした再生可能エネルギー（太陽光発電、太陽熱利用システムなど）
- ②廃棄物や廃熱の利用を中心としたリサイクル型エネルギー（廃棄物発電など）
- ③従来型エネルギーの新利用形態（熱電供給システム、燃料電池など）

生物化学的酸素要求量⇒BODを参照

生物指標

生態学的によく研究され、生息できる環境条件が限られていることが判明している生物の生息状況や変化などを参考にして、ある地域の環境の質などを類推・評価すること。

生物指標を使った調査は、測定時ばかりでなく長い期間の環境の質を類推・評価できるため、行政やNGOが水質汚染を監視する場合や、自然の豊かさ、大気汚染状況等を類推・評価する場合にもよく利用されている。

全国ふるさと富士サミット

地域で親しまれている「ふるさと富士」を全国に広め、地域の活性化に役立てるための会議。平成19年に野洲市で開催予定。

【タ行】

ダイオキシン類

ダイオキシンは非常に強力な毒性を持つ物質で、環境ホルモンの一つ。一般に、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)をまとめてダイオキシン類と呼んでいる。日本では、ごみの焼却炉からの排出が8～9割を占めると言われている。

地域通貨「すまいる」

自然エネルギーの普及を目指し、NPOが発行している地域通貨。加盟店で商品やサービスの一部に利用でき、地産地消の推進と太陽光発電の普及に貢献している。

地球温暖化

人間による化石燃料の大量消費により大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの濃度が増加し、地球の平均気温(現在約15℃)が高くなる現象。気温が上昇するだけでなく降雨量も大きく変化し、気候の変化も激しくなることから、正式には「気候変動(climate change)」と呼ぶ。生態系に壊滅的な打撃を与える恐れがあるとともに、異常気象による災害、干ばつや多雨などによる食料生産の悪化、利用できる淡水の減少、海水面の上昇、マラリアなど伝染症の流行地域の拡大など、人間の生存と生活にも非常に大きな悪影響を及ぼすと予測されている。⇒参照「温室効果ガス」

地産地消

「地元生産―地元消費」を略した言葉で、地元で生産されたものを地元で消費するという意味で使われる。これによって、地域での循環型社会の構築を促し、また地域の農林水産業の活性化と食物の安全性の確保も目指している。

鎮守の森

神社に付随して参道や拝所を囲むように設定・維持されている森林である。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物（NO_x）、粒子状物質（SPM）、二酸化炭素（CO₂）といった大気汚染物質や地球温暖化物質の排出が少ない、または全く排出しない自動車。

デポジット制度

正式には「デポジット・リファンド制度」で、預かり金払い戻し制度のこと。ビール瓶のように販売価格に容器の預かり金が上乗せされており、空き容器を返却すると預かり金が払い戻しされる。容器の再利用を促進し、ごみ量の削減につながる方法である。

デマンドバス

デマンドバスは、デマンド方式ともいい、乗客の需要に応じて運行する基本路線の外に迂回路線を設定し、運行するバスである。

【ナ行】

内湖

琵琶湖周辺には、湖に直接接する、あるいは湖辺から離れて独立する形で、概ね水深 2m 以下の大小の池や沼が数多く存在している。これら池沼を総括して「内湖」と呼ぶ。

二酸化硫黄（SO₂）

主に石油等の化石燃料に含まれる硫黄（S）が燃焼することにより大気中に排出される気体で、呼吸器に対して悪影響を及ぼす。硫黄酸化物（SO_x）の一種で、発生源は自動車や工場・事業場など。

二酸化窒素（NO₂）

主として物が燃焼することにより発生し、呼吸器に対して悪影響を与える。窒素酸化物（NO_x）の一種で、発生源は自動車や工場・事業場など。

燃費マネージャー

瞬間燃費計。実際の燃費改善効果をドライバーが目に見える形で理解できる。

燃料電池

水の電気分解とは逆の化学反応を直接用いて電力を発生させる発電装置。天然ガス、メタノール、石油・石炭ガスなどをエネルギー源とし、燃料を燃焼させる必要がなく、発電効率も高いのが特徴。大規模発電のほか、家庭用などの小規模発電、自動車の動力源としても開発が進められ実用化されつつある。

【ハ行】

バイオマス

動植物を由来とする資源。木材や農作物、畜産物を収穫したり加工したりする際に出る間伐材やおがくず、糞尿、菜種油、残りかす、建築廃材などの生物系廃棄物を原料としてエネルギーを生み出すことができる。

化石燃料に由来しないため、大気中の二酸化炭素を増大させないことになり、地球温暖化防止策の一つになること、同時に農林業の活性化や廃棄物問題の解決策となり得ることなどの特徴を持っている。

パーク アンド バスライド

「パーク アンド ライド」を参照。

パーク アンド ライド

従来都心部まで自動車を乗り入れていた通勤者等が、自宅の最寄り駅に近接した駐車場に駐車し、そこから都心部へは公共の鉄道やバスなどで移動するよう誘導するシステム。

パーク アンド ライドを行うことによって自動車の走行距離が減り、二酸化炭素の排出が軽減され温暖化防止につながっていく。また、大都市の大気汚染対策、渋滞緩和などにも効果がある。

パートナーシップ

違う立場に立つ人々が、対等な関係のもとに、それぞれの特性に応じた力を出し合って相乗的な効果をあげること。環境問題の解決やまちづくりには、市民・市民団体・事業者・行政のパートナーシップが不可欠だと言われている。

光害

照らすべき範囲から漏れた光によって良好な照明環境が阻害されている状況、またはそれによる悪影響を指す。

エネルギーの必要以上の浪費とともに、安眠妨害や天体観測の妨害、農作物への生育不良、野生動植物への影響などの悪影響が懸念されている。

微気象

森林や草地、耕地の内部や地表など局所的な気象（気温、湿度、風速、風向など）のこと。

ビオトープ

生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Tope”を合成したドイツ語で、一定のまとまりのある野生生物の生息空間を意味する。日本では、池を中心とする新たに造りだした自然的空間をビオトープと呼ぶことが多いが、池は必ずしも必要ではない。また、本来的には、自然の空間や長い時間にわたって人間が関与し、野生生物の生息空間になっている里山、里地、社寺林などがビオトープである。

ビジョン 目指すべき将来像。

フィールドワーク

椅子に座って講義を聴く「座学」ではなく、現場に出かけて行ってその状況を調べたり、現場の人の話を聞くなどして、その実態を体感して学ぶ調査研究の手法。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒径が $10\text{ }\mu\text{m}$ （ミクロン： $1\text{ }\mu\text{m}$ は、 1mm の $1,000$ 分の 1 ）以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源としては、工場、事業場等産業活動に係るものだけでなく、自動車の運行に伴って発生するもの、風による土壌粒子の舞い上がり等の自然現象によるものもある。

フリーマーケット

ごみの減量化や資源の有効利用に役立てることを目的に、公園、駐車場等を会場に住民が不要な品物を持ち寄り、安い値段で販売すること。フリーマーケットの元の意味は「蚤の市」。アメリカではガレージセールと言われる。

プレイリーダー

最も子どもの視線に近い立場で遊び場に関わる大人として、①子どもが主役の遊び場をつくる、②子どものありのままを受け止める、③子どもと人として対等な関係を築く、④遊びから見える子どもの姿を発信しつつづける、⑤子どもの遊びを重視できる社会へと意識の転換を図る、ことを大切にしながら、冒険遊び場に関わるさまざまなことを担っている。

プロジェクト

「課題」を解決するための具体策。この計画では、市民、市民団体、事業者の取り組みや活動、行政の施策や事業、さらにこれらのパートナーシップで行う取り組みを指す。

フロンガス

正式には「クロロフルオロカーボン（CFC）」といい、エアコンや冷蔵庫の冷媒、電子部品の洗浄、発泡スチロールの発泡材、スプレーなどに使われてきたガス。成層圏のオゾン層を破壊する原因物質で、特にオゾン層を破壊する作用の強いフロン 11、12、113、114、115 については、モントリオール議定書で特定フロンに指定されている。

この特定フロンは、1995 年末までに生産は全廃されが、それ以前に製造された冷蔵庫やエアコンなどに現在も使用されており、これらの使用機器の廃棄時等において、大気中への排出を抑制する必要がある。また、オゾン層への影響の少ない代替フロンガスが開発され使用されているが、代替フロンガスも強い温室効果を持つため、別の気体の開発と実用化も進められている。

【マ行】

マイクロ太陽電池

小型で携帯可能なサイズの太陽電池を指す。

水循環

水は降雨、蒸発、浸透などにより環境中を循環し、大気中の水蒸気、陸水（川や湖）、地下水、海水などの形で存在し、循環している。自然の地表面や緑地が減少したり、地下水を大量に採取したりすると、水の循環の仕方や水の存在状態が変わり、湿地の消失、地盤の沈下や平常時の河川流量の減少による水質の悪化などの支障が生じる。

モニタリング

監視・追跡のために行う観測や調査のこと。大気質や水質の継続観測や植生の経年的調査などが代表的。気候変動などによる生物構成種の推移、人間活動による生物への影響などを長期間にわたり調査することや、環境変化を受けやすい代表的な生物など特定の生物種（指標種）を、毎回同じ調査手法で、長期にわたり調査して、その変化を把握するのもモニタリングの一つである。

【ヤ行】

ヨシ群落

ヨシ群落では、マコモ、ウキヤガラ、ヤナギ、ハンノキなどの植物が一緒に見られ、カイツブリをはじめとする野鳥たちの巣作りや休息に使われる。また、ニゴロブナやホンモロコなどの魚たちには格好の産卵場所で、稚魚の隠れ家にもなる。水辺の生態系を支える大切な役割も担っている。

【ラ行】

ライフスタイル

生活様式。現在は資源とエネルギーを浪費するライフスタイルであるとされている。環境問題の解決や持続可能な社会づくりのためには、経済システムとともにライフスタイルの根本的な変革が必要だとの認識が国際的になされている。

楽²（らくらく）エコ・トライ

誰もが、「楽に、楽しみながら」、省エネルギー等の環境改善に取り組むことを目指して創設した野洲版地域 ISO。記録チェックが簡単で、2 人以上のグループから取り組めるようになっている。

リサイクルプラザ

ビン、缶、粗大ごみなどの資源ごみのリサイクルを行うとともに、再生品の展示・販売や普及・啓発、環境学習などを行うリサイクル活動の拠点となる施設のこと。

リターナブル容器

使用後に洗浄し、中身を入れ替えることで繰り返し使える容器。逆に 1 回使用したらごみとして捨てられたり、資源回収されても原材料として作り直してしまう容器のことを「ワンウェイ容器」と言う。

リユース

同じ物を再び使用すること。ごみ減量の手法に関しては、一般に環境への影響の少ない順に「リデュース(排出抑制)」、「リユース(再使用)」、「リサイクル(再資源化)」という「3R」が用いられる。リユースはリサイクルよりも環境への影響が少ないと考えられている。

レッドデータリスト

生物種の保護に役立つことを目的とした、絶滅の恐れのある動植物をその危険度とともに表示した目録。世界規模だけではなく、国内、地域でも作られている。

【ワ行】

ワークショップ

もともとの意味は手作業で協力しあってものを生産する工房。意味が転じて、多様な経験や価値観を持つ個々人が、知識や経験の有無に関係なく、対等な人間関係のもとに、創造的な雰囲気の中でより生産的な合意形成を図る方式を言う。

【B】

BDF (Bio Diesel Fuel : バイオディーゼル燃料)

食用として使用済みの植物油・動物油を精製して作るディーゼル燃料。軽油を用いる通常のディーゼル - エンジンに、改造なしで流用可能。排気ガス中にSOxが発生せず、二酸化炭素や黒煙も軽油より少ないことに加え、植物起源の原料(= バイオマス)であることから、カーボンニュートラルとみなせ、地球温暖化対策としても注目を集める。

BOD (Biochemical Oxygen Demand : 生物化学的酸素要求量)

水質汚濁の汚染指標の1つで、水中の微生物が一定時間内(20℃で5日間)に有機物を酸化・分解するために消費する酸素の量を示す数値。この数値が高ければ高いほど水中の有機物の量が多いことを示す。河川の汚濁をはかる代表的な指標。

なお、BODは生物によって代謝されやすい有機物を表現しているもので、代謝されにくい物質は測定値のなかに入っていない。また排水中に生物に対して有毒な物質が含まれていると、生物の活性を低下させるため、実際よりも低い値となる。

【C】

COD (Chemical Oxygen Demand: 化学的酸素要求量)

水中の汚物を化学的に酸化し、安定させるのに必要な酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。海洋や湖沼の汚濁状況をはかる代表的な指標。

【I】

ISO14001

ISO(国際標準化機構)が出した環境マネジメントシステム規格で、認証登録制度となっている。

このシステム規格は、PDCAサイクルを回すことによって継続的な環境改善を図ることをめざす。登録機関による外部監査を受けて、規格の要求事項を満たせば登録される。更新は3年ごとで、毎年定期審査を受けることになる。

【N】

NPO (Non-profit Organization : 非営利組織)

営利を目的とする株式会社などと異なり、社会的使命の追及を目的とし、自発的に継続して活動を行う組織。一般的

には、法による特定非営利活動法人格を取得した団体に限定せず、より広く、社会的使命の達成を目的とする任意団体も含む。

【P】

PCB（Polychlorinated biphenyl：ポリ塩化ビフェニル）

有機塩素系の非常に安定な化合物で、熱に強く、酸やアルカリに侵されず、絶縁性に優れ水に溶けないという性質を持っており、トランスやコンデンサーなど電機製品の絶縁体から熱媒体、ペンキ、インク、プラスチック加工用とあらゆる分野に使われていた。

ppm（parts per million）

濃度単位を示す記号の一種で、試料中の物質を 100 万分の 1 で表示する単位。水質汚濁では 1 リットルの水中に 1mg の汚濁物質が存在する場合の濃度を、大気汚染では 1m^3 の大気中に 1cm^3 の汚染物質が存在する濃度を示す。なお、ppb（parts per billion）は 10 億分の 1 を表す。

PRTR（Pollutant Release and Transfer Resister：環境汚染物質排出・移動登録制度）

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質を管理するため、その環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、行政に報告を行う。そして、行政は事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境中への排出量や廃棄物に含まれて移動する量を把握し、集計し、公表する仕組み。





●発行：野洲市 ●編集：環境経済部環境課
平成 19 年 3 月 〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100-1
TEL：077-587-1121

この印刷物は風力発電による自然エネルギーを使用して
古紙配合率100%再生紙に、大豆油インキで印刷しました。

